

案

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び
第二種負担金算定規則第 3 条の規定に基づく許可申請書

T C A 支 - B ※※※

令和 7 年 1 0 月 〇 〇 日

総 務 大 臣
村上 誠一郎 殿

郵便番号

1 0 1 - 0 0 5 2

とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ

住 所

東京都千代田区神田小川町一丁目 1 0

興信ビル 2 F

いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会

かいちょう しまだ あきら

会長 島田 明

別紙のとおり、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定規則
(令和 7 年総務省令第 16 号) 第 3 条の規定に基づく許可を受けたいので申請します。

別紙

1 許可を受けたい事項

令和 8 年度においては、

- ① 第二種負担金の徴収は 1 回限りとするとともに、
- ② 高速度データ伝送役務提供事業者ごとに徴収すべき第二種負担金の額は令和 8 年 3 月末の当該事業者ごとの算定対象回線数により算定することとしたい。

このため、電気通信事業法（以下「法」という。）第 110 条の 5 第 2 項において準用する同法第 110 条第 2 項の規定に基づき基礎的電気通信役務支援機関（以下「支援機関」という。）が総務大臣の認可を受けるべき第二種負担金の額の算定に当たって、

- ❶ 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定規則（以下「算定等規則」という。）第 24 条（第二種負担金の額の算定方法）第 1 項の規定によらずに、同項の規定に基づき総務大臣が定める告示（令和 7 年総務省告示第 316 号。以下「回線単価告示」という。）第 1 条（用語）第一号に定める申請単価を令和 8 年 3 月末の高速度データ伝送役務提供事業者ごとの算定対象回線数に乗ずることにより令和 8 年度において徴収すべき当該データ伝送役務提供事業者ごとの第二種負担金の額の算定に用いるものとして算定すること（①及び②関連）
- ❷ 算定等規則附則第 3 項（第二種負担金の額の算定の特例）の規定によらずに、同令第 24 条（第二種負担金の額の算定方法）第 1 項第二号に掲げる値として第二種負担金の算定までに同令第 25 条第 1 項の規定により総務大臣から通知された 1 か月分の算定対象回線数を用いること（①関連）

について、算定等規則第 3 条の規定に基づく許可を受けたいので、よろしく取り計らい願います。

2 許可を受けたい特別の理由

- ① 令和 8 年度における第二種負担金の徴収を 1 回限り（令和 8 年 6 月又は 7 月を想定）とすることについて

支援機関が総務大臣の認可を受けるべき第二種負担金の額は、算定等規則第 24 条第 1 項において、同項第一号の回線単価に、同項第二号の算定対象回線数（同令第 25 条第 1 項の規定により総務大臣が支援機関に通知する回線数）の合計数を乗じる方法により算定することと規定されている。

同項第一号の回線単価である申請単価は、回線単価告示第 1 条第一号において、毎月 1 回、

年間 12 回の負担金の徴収を想定し、1 月から 12 月までの月末の回線数をそれぞれ乗じることにより、それぞれの月末の回線数に応じた第二種負担金の月額算定に用いるもの、と定義されている（①関連）。

また、同項第二号の算定対象回線数の合計数も同様に、毎月 1 回、年間 12 回の負担金の徴収を想定し、同号において、第二種負担金の額の算定の直近の継続した 12 か月分の算定対象回線数の合計数であることが規定されており、また、本年度のように 12 か月分の通知がなされない場合については、同令附則第 3 項において、12 か月分に換算すべきことが規定されている（②関連）。

仮に、これらの規定によって令和 8 年度に徴収する第二種負担金の額を試算すれば、回線単価は 1 円となり、毎月 1 回、年間 12 回の負担金の徴収を想定し、合計で約 2,696 百万円となる（試算：回線単価 1 円×224,674,290 回線×12 月）。これは、令和 8 年度に交付する交付金の額（148,582,129 円）及び第二種支援業務に必要と見込まれる費用（140,401,000 円）の合計である約 289 百万円の約 9 倍の水準であり、すなわち、今後、交付金の額や支援業務に必要な費用の額が大きく変わらないと仮定すれば、今後 9 年近くにわたり、新たな負担金を徴収せず、令和 8 年度に徴収した負担金を原資とした交付金が交付される続けることを意味することとなる。

これまでの累次の情報通信審議会の答申（注）によれば、第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金の制度は、第二号基礎的電気通信役務の提供が確保されることによりネットワークの価値が高まることで受益する者の全体で応分の負担をする受益者負担制度であるとされており、この観点からは、数年間にわたる受益に応じた負担をある特定の年度に受益する者からのみ徴収することは適当とはいえず、少なくとも、ある年度中に交付する交付金の原資となる負担金は同じ年度中に徴収することが適当である。

- （注）
- ・ 令和 5 年 2 月 7 日情報通信審議会電気通信事業政策部会答申
 - ・ 令和 6 年 3 月 28 日情報通信審議会電気通信事業政策部会答申

このため、令和 8 年度以降の複数年度において交付する交付金の原資を令和 8 年度中に徴収することとなることを回避するために、令和 8 年度における負担金の徴収を年間 1 回限りとすることとし、そのために、回線単価告示第 1 条第一号の規定によらず、令和 8 年度中に徴収する第二種負担金の算定に係る 1 か月分の算定対象回線数を乗ずるものとして申請単価を算定するとともに、算定等規則附則第 3 項の規定によらず、第 24 条第 1 項第二号の算定対象回線数として令和 7 年 6 月末の 1 か月分の回線数を用いることには、特別の理由がある。

なお、この場合における回線当たりの第二種負担金の額は 2 円／年となることから、負担金の徴収を年間 2 回とし、1 回あたり 1 円／回線を徴収する（2 か月分の回線数を用いる）ことも考えられるが、上述の考え方に加え、約 100 者が存在する負担金の徴収対象者における回線

数の取りまとめや負担金の支払いといったコストを鑑みれば、2円／回線を年間1回に限り徴収することがより適当である。

- ② 高速度データ伝送役務提供事業者ごとに徴収すべき第二種負担金の額を令和8年3月末の当該事業者ごとの算定対象回線数により算定することについて

支援機関が総務大臣の認可を受けるべき第二種負担金の額の算定に当たり用いる回線単価である申請単価は、上述のとおり、回線単価告示第1条第一号において、毎月1回、年間12回の負担金の徴収を想定し、1月から12月までの月末の回線数をそれぞれ乗じることにより、それぞれの月末の回線数に応じた第二種負担金の月額算定に用いるもの、と定義されている（①関連）。

令和8年度における第二種負担金の徴収を年間1回限りとすることについて特別の理由があることは上述の通りであるが、この場合において、当該1回に限り徴収する第二種負担金の額を何月末の対象回線数に基づきに算定するかについては別途検討の必要がある。

制度の趣旨からすれば、第二種交付金の交付は年度末までに交付すれば足りると考えられるが、その一方で、第二種適格電気通信事業者の財務上の安定にとっては年度の早い時期に交付することが望ましく、このためには、当該交付金の原資となる第二種負担金の徴収も年度の早い時期に行うことが望ましい。

また、第二種負担金の徴収を年間1回限りとするのであれば、当該負担金の額を算定するための総務大臣に対する回線数の報告も年に1回限りとすることも想定される。この場合、高速度データ伝送役務提供事業者98社のうち86社の事業年度末が3月31日であり、通常、各事業者は、少なくとも事業年度末には、回線数や契約数といったそれぞれの事業の状況を取りまとめることを勘案すれば、その報告は、令和7年度末とすることが、各事業者に新たな費用を発生させない観点から望ましい。

これらを合わせ考えれば、令和8年度における第二種負担金の徴収を年間1回限りとすることについて特別の理由がある限りにおいては、当該1回を令和7年度末（令和8年3月末）の回線数に基づくものとすることが望ましく、そのために、回線単価告示第1条第一号の規定によらず、令和7年度末（令和8年3月末）の算定対象回線数を乗ずるものとして申請単価を算定することには特別の理由がある。

以上